一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字大里字谷山一三七九の二・一三八〇の二・一三八〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江六五四一の六（国有林）、六五三四の七、六五三四の八、六五三四の一一、六五三四の一二、六五四一の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

○経済産業省告示第百八十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき、次のとおり認定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の二の規定に基づき、公示する。

平成二十二年八月十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

名称（事業所の名称を含む。）	事業所所在地	認定の種類	認定年月日
新日本石油精製株式会社大分製油所	大分県大分市大字一の洲一番地一	認定完成検査実施者 認定保安検査実施者	平成二十二年六月一日

○経済産業省告示第百八十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年八月十一日から適用する。

平成二十二年八月十一日

経済産業大臣　直嶋　正行

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示

平成十七年経済産業省告示第二百九十九号（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示）の一部を次のように改正する。

第二条中「設置される原子炉」の下に「、加工施設、使用済燃料貯蔵施設」を加え、同条中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　リサイクル燃料貯蔵株式会社　リサイクル燃料備蓄センター

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市下久堅稲葉一五二二の二一・一五二二の二五（以上二筆国有林）、一五二二の一五、一五二二の二三、柿野沢三五二一・三五二二の一五（以上二筆国有林）、三五二二の一三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年八月十一日

農林水産大臣　山田　正彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県飯田市龍江一二一四の六・一二二〇の二・一二二二の二・一二二七の二・一二二九の一（以上五筆国有林。）、一二〇六の一、一二〇七の一、一二〇八の一、一二〇九の一、一二二一、一七九七の三、一七九八の四、一七九八の五、一八一二の五、一八一二の六、一八一九の二、一八三二の二三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第八百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、今治広域都市計画事業今治新都市第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年八月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年八月十二日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号　独立行政法人都市再生機構今治都市開発事務所
三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第八百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、コマツユーティリティ株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年八月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新

コマツユーティリティ株式会社

栃木県小山市横倉新田110

旧

コマツユーティリティ株式会社

東京都港区芝公園二丁目4番1号

2．変更年月日

平成21年6月25日

○国土交通省告示第八百八十号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十二年八月十一日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12546	ボルボ　CBA—SB5244TW	ボルボ・カーズ・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
12547	ボルボ　CBA—SB5254W	〃	〃
12548	ボルボ　CBA—SB5254AW	〃	〃
12549	ボルボ　CBA—SB5254AWL	〃	〃
12550	ボルボ　CBA—RB5254	〃	〃
12551	ボルボ　CBA—RB5244T	〃	〃
12552	ボルボ　CBA—RB5254A	〃	〃
12771	ボルボ　CBA—SB5244W	〃	〃
12772	ボルボ　CBA—RB5244	〃	〃